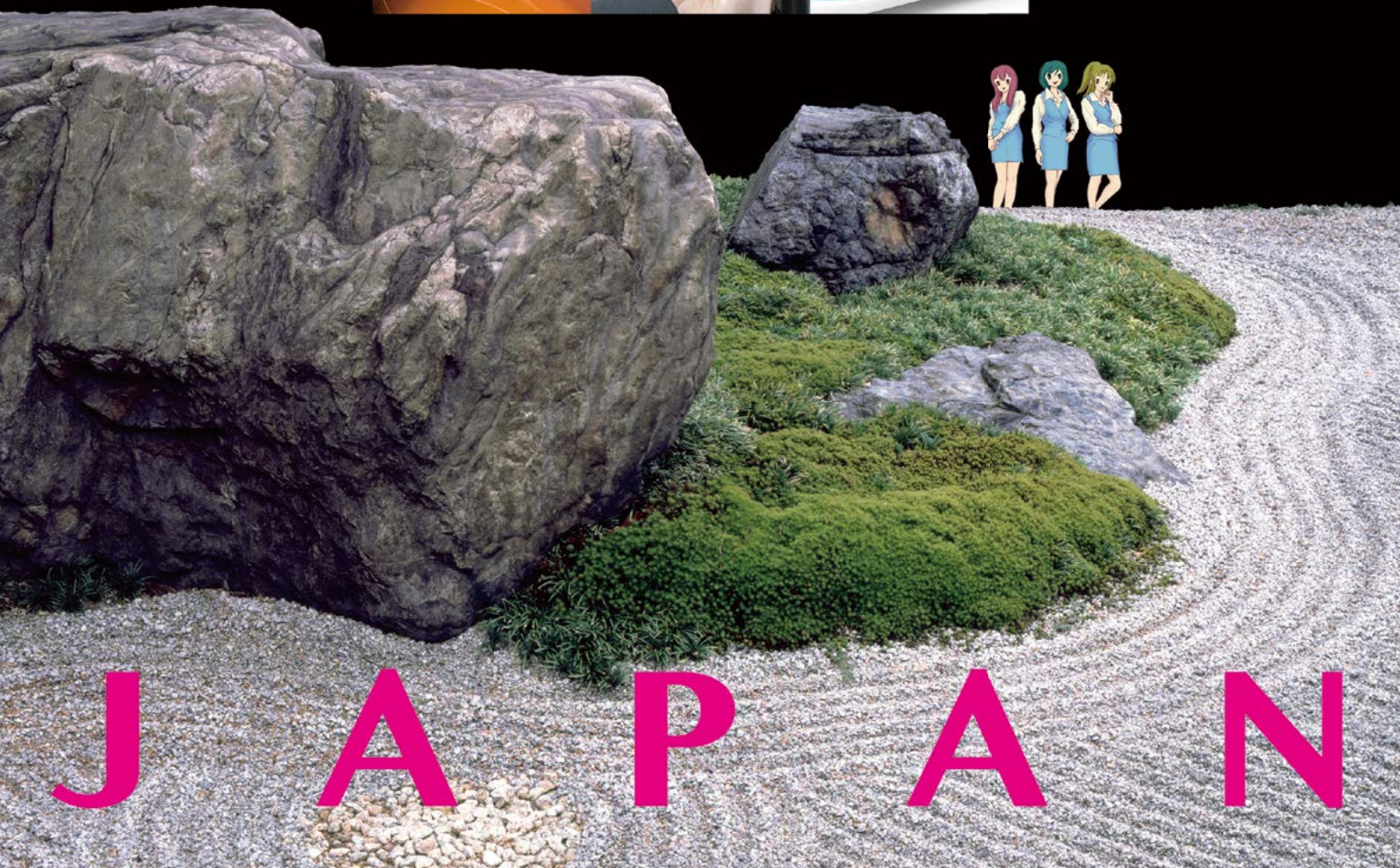


カレラ 日本小型株式ファンド

追加型投信／国内／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

カレラアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 2636 号
電話番号：03 - 6691 - 2017
受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時
ホームページ：<https://www.carrera-am.co.jp/>

当ファンドに関する金融商品取引法第 15 条第 3 項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に記載しています。

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

本書は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。
ファンドの基準価額、販売会社などについては、上記の委託会社の照会先にお問い合わせください。

商 品 分 類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	国内	株式

属 性 区 分			
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
その他資産 (投資信託証券(株式))	年2回	日本	ファミリーファンド

商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

- この目論見書により行う「カレラ 日本小型株式ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年8月15日に関東財務局長に提出しており、2019年8月16日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

委託会社名	カレラアセットマネジメント株式会社
設立年月日	2011年7月19日
資本金	1億6,240万円(2019年12月末日現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	57,779百万円(2019年12月末日現在)



1

ファンドの目的・特色

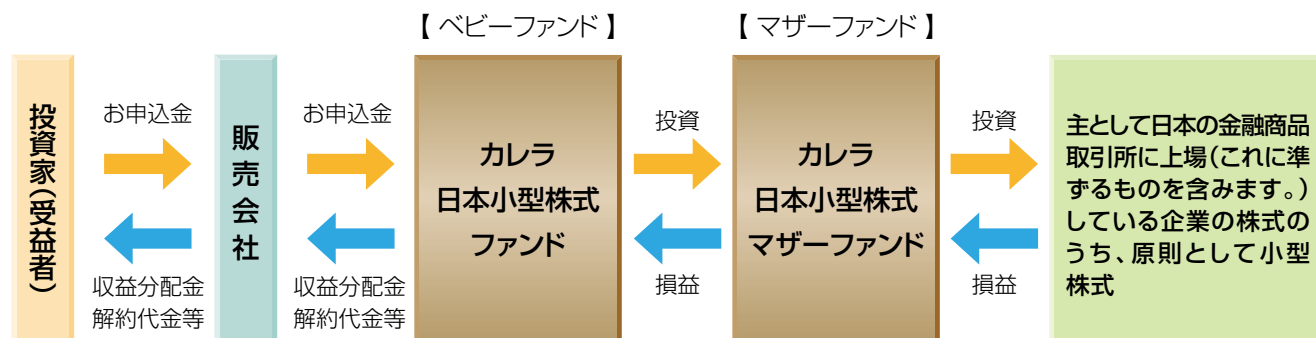
ファンドの目的

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

ファンドの特色

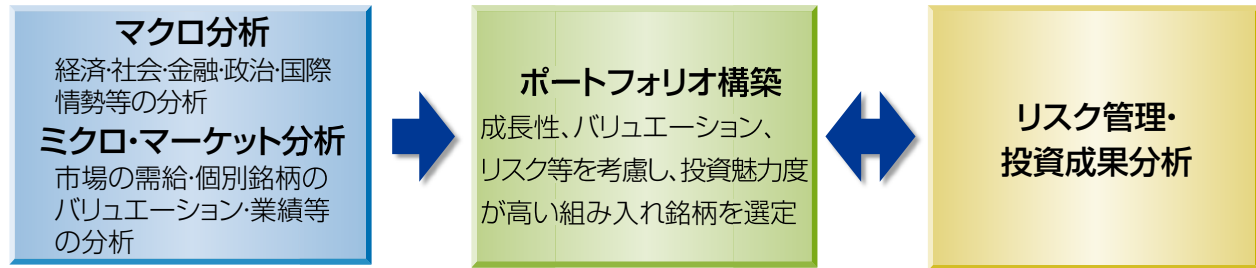
- 1 主として、カレラ 日本小型株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、日本の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している企業の株式のうち、原則として小型株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
※なお、日本の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している企業の株式に直接投資する場合があります。
- 2 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- 3 株式の銘柄選定にあたっては、事業内容、成長性、収益性、財務健全性などを勘案して厳選します。また、業種配分、バリュエーションなどを考慮して、ポートフォリオを構築します。
- 4 株式への実質投資割合は、原則として高位(概ね80%以上)を維持することを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、市況動向などを勘案して、運用担当者が適切と判断した場合には、現金割合等の引上げおよび有価証券先物取引等により、実質的な株式への投資割合を引下げるように努めます。
- 5 株式以外の資産(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)の投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。
- 6 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

【ファンドの仕組み】





【運用プロセス】



主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲内で行います。
- スワップ取引は、約款第24条の範囲内で行います。
- 金利先渡し取引は、約款第25条の範囲内で行います。
- デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

分 配 方 針

年2回(原則として毎年5月15日、11月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

<分配のイメージ図>



※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※ 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。

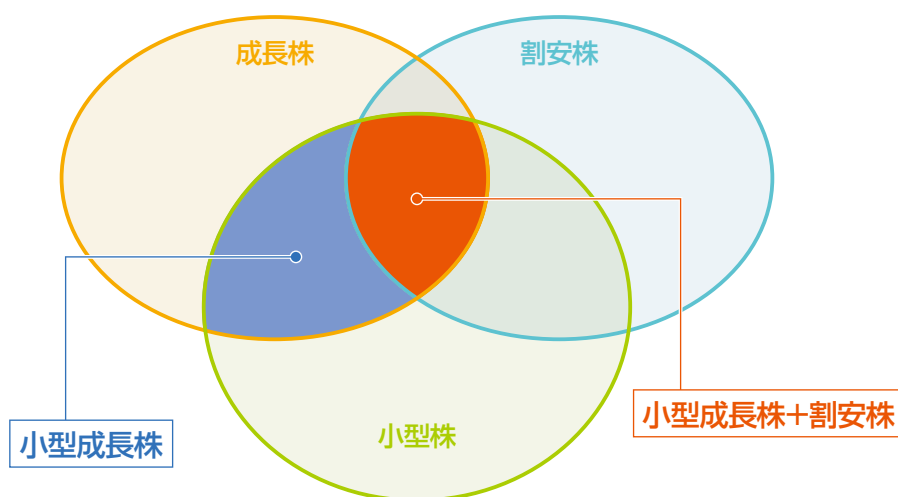


なぜ小型株

- ①景気回復に沿って、企業業績の増益基調続くが、株式市場ではINDEX運用の比率が高まってきました。大型・コア銘柄の株価形成が海外投資家動向に依存する傾向にあります。株式市場は大型・コア銘柄へ投資の集中(縦への上伸、主要指数を意識した投資)が、中小型株への投資の分散(横への展開、絶対リターンを意識した投資)へ変化しつつあると推測します。
- ②小型株には、ほとんどの投資家から注目されていない魅力的な銘柄が存在し、それ故成長性・割安性に見合った株価形成がなされていない銘柄が存在します。

内需中心、隙間市場(内外大企業の新規参入が少ない)で成長が期待できる小型株(小型成長株)が注目されると予想

投資のターゲット



株式投資では一般的に、
 割安株…
 PBRが低い銘柄(ただし、資産価値が時価ベースで毀損する可能性がある銘柄は除外)
 成長株…
 利益成長率の高い銘柄、一般的にPERが高いが、その内注目度の低い小型株の中には低PERまたは低PBR銘柄が存在
 小型株…
 TOPIX500(大型・中型株指数)の構成銘柄の時価総額はおおよそ2000億円以上
 従って2000億円以下が小型株

小型成長株+割安株または小型成長株が主要投資対象
 原則として時価総額2000億円以下の銘柄が主要投資対象

アベノミクス発動からの株式市場を取り巻く環境変遷

2013年初から 2018年9月頃まで	2018年10月より 2019年8月頃まで	2019年8月より
低金利の継続	低金利の継続(金利の消失)	低金利の継続(金利の消失)
量的金融緩和 (日銀による国債・株式投資)	量的金融緩和 (国債は実質的に緩和縮小)	量的金融緩和 (国債は実質的に緩和縮小)
海外投資家2016年度まで 買い越し、2017年度、 2018年度大幅売り越し	海外投資家の買い売りの 分水嶺、売り越し続くが先物を 考慮すればまだら模様	海外投資家は買い越しに転換

2018年10月からの株式市場調整は、景気底打ち感とほぼ同時期に底入れし、回復トレンドに入りつつあると推測。

カレラAMの見解(2019年12月末)

①2019年度、2020年度の企業業績増益率は、小幅ではありますが、小型株が大型株を上回ると予想。

②株主還元(配当利回り+自社株買い比率)率は、ピークの更新を継続すると予想。

上記は信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性についてはカレラアセットマネジメントが保証するものではありません。



アベノミクスの節目と株式市場環境変化

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	*2019年度	銘柄数
TOPIX(騰落率)	28.3%	-12.7%	12.3%	13.5%	-7.3%	8.2%	2154
TOPIX500(騰落率)	28.9%	-13.5%	11.9%	12.6%	-6.5%	7.9%	500
TOPIXSM(騰落率)	22.5%	-4.7%	15.3%	21.3%	-13.4%	10.5%	1654
マザーズ(騰落率)	14.6%	16.1%	4.9%	12.6%	-20.8%	-6.1%	297
ジャスダック(騰落率)	15.6%	-1.1%	21.3%	32.6%	-13.5%	13.7%	705
TOPIX2(騰落率)	32.1%	-6.6%	36.9%	20.3%	-6.1%	7.2%	485
経常利益増益率 (東証一部)	7.0%	2.0%	0.5%	16.3%	2.0%	-3.0%	—

出所：騰落率、銘柄数はブルームバーグデータよりカレラ AM 作成 (2019 年 12 月 30 日現在)
 経常利益増益率は三菱 UFJ モルガンスタンレー証券提供データよりカレラ AM 作成 (2019 年 12 月末現在)
 ※ 2019 年度騰落率は 2019 年 3 月末から 2019 年 12 月末まで

- ・ 2018 年年初からの海外投資家の大幅売り越しにより、日本の株式市場も大型株から調整局面入りし、中小型株へも波及したが、2019 年半ば頃に海外投資家の大幅売り越しは終息し、買い越しに転換の兆し
- ・ 2019 年度下期から 2020 年度の増益率予想を見据えて、個別銘柄単位で評価し投資することが重要と認識

日本における経済成長の制約条件と新しい成長産業等

人口減少・急速な高齢化	➡	省人化、省エネの開発型産業特化 高度技能者の待遇改善 事業継承のための M&A
(労働人口減少)		Society5.0
(高齢者・女性の労働参加)		先進せざるをえない高齢化対策 労働支援ツール、自動運転
岩盤規制(農地所有の規制、民泊に関する規制等)		医療システム、機器・医薬品産業 農業・観光産業
累積した公的債務(社会保障費の膨張)		民間活用産業 耐用年数の延長技術(インフラ施設に対する補修技術の革新による延命技術)

新しい成長産業の投資の切り口

- | | | |
|---------------------|---|--------------------------|
| ・ 省人化、省エネの R&D 産業特化 | ➡ | グローバルニッチ、オンリーワン企業、AI、IoT |
| ・ 先進せざるをえない高齢化サービス | ➡ | 介護産業、自動運転、ICT、ロボット |
| ・ 医療システム、機器・医薬品産業 | ➡ | ロボット、再生医療、創薬 |
| ・ 農業・観光産業 | ➡ | 6次産業化、ホテル、交通、和食 |
| ・ 民間活用産業 | ➡ | インフラ民間運営(PFI, PPP) |

隙間産業、新しい産業は、小型株が優位になると予想

上記は信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性についてはカレラアセットマネジメントが保証するものではありません。

基準価額の変動要因

当ファンドは、主として、カレラ 日本小型株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している企業の株式のうち、原則として小型株式に投資するなど値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。ただし、基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

株 式 の 価 格 変 動 リ ス ク	当ファンドは、主に国内の株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。一般に小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
信 用 リ ス ク	株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。一般に小型株式や新興企業の株式の発行企業は、株式発行企業全体の平均に比べて事業規模が比較的小さいため、信用リスクは相対的に高くなる場合があります。
流 動 性 リ ス ク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。一般に小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高いと考えられます。
解約によるファンドの 資金流出に伴う 基準価額変動リスク	解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならぬことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。
予 測 不 可 能 な 事 態 が 起 きた 場 合 等 に つ い て	その他予測不可能な事態(天変地異等)が起きた場合等、市場が混乱することがあり、一時的に当ファンドの受益権が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

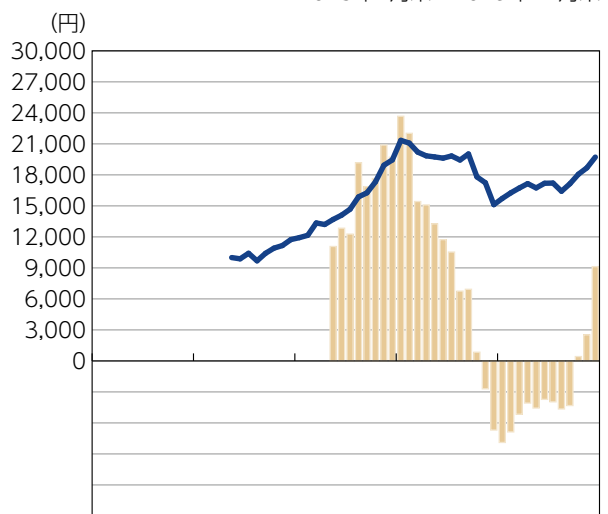
リスクの管理体制

- 運用部が投資方針、運用計画に基づくポートフォリオを構築し、投資政策委員会に上程します。
- コンプライアンス・オフィサーが法令諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行い、内部監査室が内部管理体制等の適切性、有効性の検証を行います。
- 運用管理委員会において、資産運用状況の総合的な分析、検討および適切な施策を決定します。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

2015年1月末～2019年12月末



2015年1月 2015年12月 2016年12月 2017年12月 2018年12月 2019年12月

■ 当ファンドの年間騰落率(右軸) ■ 分配金再投資基準価額(左軸)

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

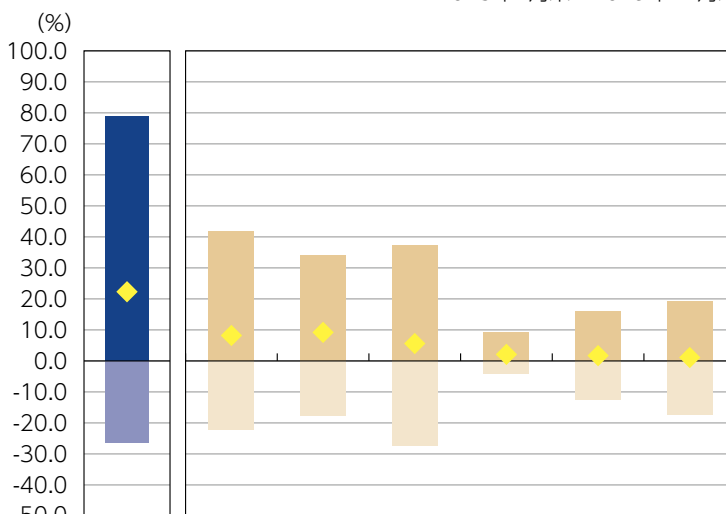
*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*年間騰落率は、2017年5月から2019年12月までの各月における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2015年1月末～2019年12月末



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

■ 最大値 ■ 最小値 ◆ 平均値 ■ 最大値 ■ 最小値

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	22.3	8.2	9.2	5.6	2.1	1.7	1.1
最大値	78.9	41.9	34.1	37.2	9.3	15.9	19.3
最小値	△26.3	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2015年1月から2019年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、当ファンドについては、2017年5月末から2019年12月末までの期間で算出しております。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)

先進国株…MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)

日本国債…NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所の知的財産で、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

「MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)」は、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債」は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。なお、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド」とは、新興国の現地通貨建債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

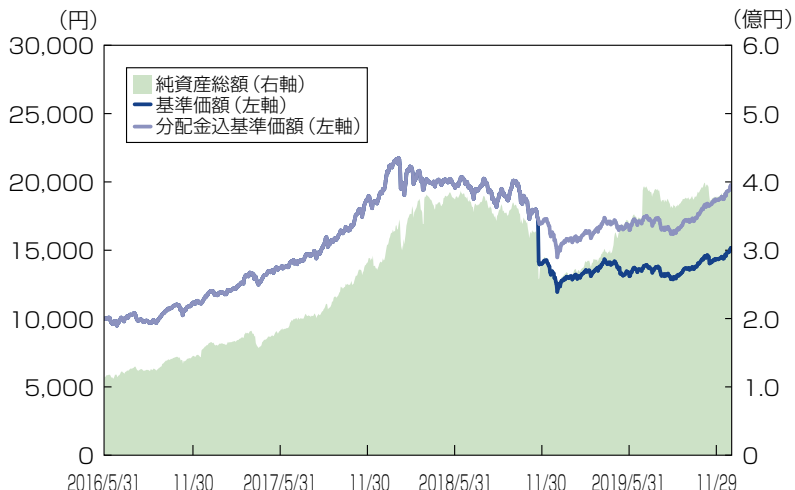


(2019年12月30日現在)

基準価額・純資産の推移、分配の推移

● 基準価額・純資産総額の推移

当初設定日(2016年5月31日)～2019年12月30日



● 基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	15,142円
純資産総額	399百万円

● 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2019年 11 月	500円
2019年 5 月	500円
2018年 11 月	3,000円
2018年 5 月	0円
2017年 11 月	0円
設定来累計	4,000円

主要な資産の状況

● 資産配分

資産の種類	組入比率
株式	87.93%
現金・その他	12.07%
合計	100.00%

● 組入上位10業種

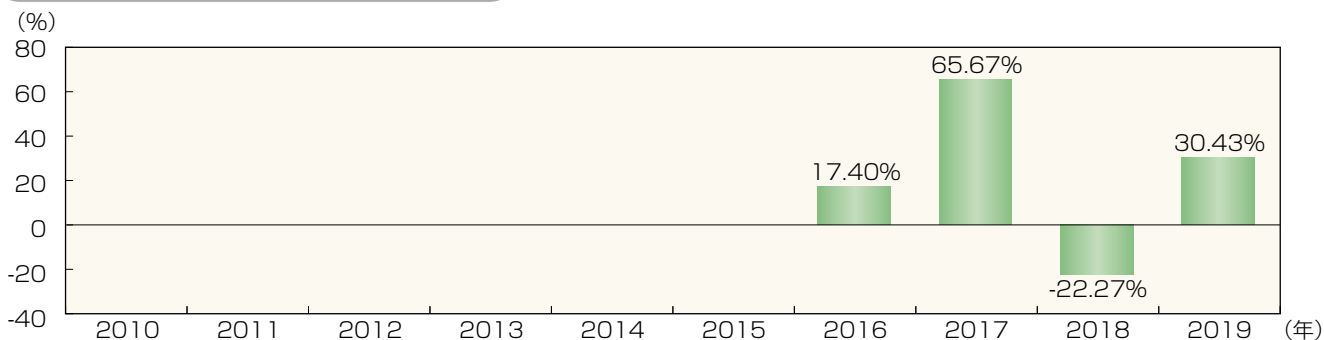
	業種	組入比率		業種	組入比率
1	サービス業	13.01%	6	電気機器	8.04%
2	情報・通信業	12.93%	7	化学	6.37%
3	機械	10.77%	8	金属製品	6.10%
4	電気・ガス業	10.49%	9	卸売業	4.27%
5	不動産業	10.37%	10	建設業	3.38%

● 組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	組入比率		銘柄名	業種	組入比率
1	レノバ	電気・ガス業	5.92%	6	帝国電機製作所	機械	4.73%
2	JMDC	情報・通信業	5.63%	7	イーレックス	電気・ガス業	4.56%
3	技研製作所	機械	5.05%	8	ニチコン	電気機器	4.29%
4	空港施設	不動産業	4.87%	9	図研	電気機器	3.74%
5	ジャパンエレベーターサービスホールディングス	サービス業	4.81%	10	京阪神ビルディング	不動産業	3.59%

※資産配分・組入上位10業種・組入上位10銘柄の組入比率は、当ファンドの純資産総額に対するカレラ 日本小型株式マザーファンドの組入資産評価額の割合に基づいております。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資ベース)をもとに算出した騰落率です。

※2016年は設定日(2016年5月31日)から年末までの収益率、2019年は1月1日から12月30日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。
※最新の運用状況については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

お申込みメモ

購 入 単 位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。
購 入 価 額	購入申込受付日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。
換 金 価 額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2019年8月16日から2020年8月14日まで ただし、申込期間は、上記の期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	ご換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込 受付の中止 及び取消し	運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で購入申込を受付けない場合があります。 委託会社は、金融取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること、及びすでに受付けた購入・換金を取消することができます。
信 託 期 間	2016年5月31日から2026年5月15日まで（信託設定日：2016年5月31日）
繰 上 償 還	受益権口数が3億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
決 算 日	原則として、毎年5月15日、11月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。
収 益 分 配	委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。 ※当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合がありますので、取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。 なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。
信 託 金 の 限 度 額	1,000億円を上限とします。
公 告	電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.carrera-am.co.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年5月、11月のファンドの決算時及び償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付運用報告書を交付します。また、運用報告書（全体版）は、電磁的方法により提供します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。原則として、配当控除の適用が可能です。



ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に 3.30% (税抜3.00%) の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社までお問い合わせください。 ・購入時手数料：販売会社によるファンドの募集・販売の取扱いの事務等の対価
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に 年1.496% (税抜1.360%) の率を乗じて得た額とします。当該費用は毎日計上され、毎決算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。 ・信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率	
	当該ファンドの 純資産総額に対して	年率1.4960% (税抜1.360%)
	内 訳	委託会社 年率0.5775% (税抜0.525%) 資金の運用指図等の対価
		販売会社 年率0.8800% (税抜0.800%) 購入後の情報提供等の対価、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理
		受託会社 年率0.0385% (税抜0.035%) 運用財産の保管及び管理、委託会社からの指図の実行等の対価
その他の費用・ 手数料	ファンドの監査費用、目論見書、有価証券届出書、有価証券報告書、運用報告書など法定書類等の作成、印刷および交付または提出費用、公告費用等の管理、運営にかかる費用、有価証券等の取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料等)、信託財産に関する租税、証券投資信託管理事務委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用等。 ※その他の費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・監査費用：ファンド監査にかかる費用 ・売買委託手数料：有価証券等の売買の際に支払う手数料 ・保管費用：資産を海外で保管する場合の費用	

税金

- ・税金は下記の表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収 益 分 配 時	所得税*及び地方税	〈配当所得として課税〉普通分配金に対して20.315%
換金時及び償還時	所得税*及び地方税	〈譲渡所得として課税〉換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- ・上記は2019年12月末現在のものです。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA (ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニア NISA (ジュニアニーサ)」をご利用の場合

NISA 及びジュニア NISA は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。

ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。

販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・法人の場合は上記とは異なります。

- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

カレラアセットマネジメント株式会社